

3. 施設給付等の見直しに関するQ & A

施設給付等の見直しに関するQ & A

—主な論点と基本的な考え方—

1. 見直しの必要性

(問1) 今回の介護保険法の改正により、施設における居住費や食費が保険外となり、利用者負担となるが、こうした見直しを行う必要性は何か。

〈制度の持続可能性〉

- 介護保険制度は保険料（高齢者も負担）と公費という国民負担により支えられている制度であり、保険料の急増を抑えるためには、給付の効率化・重点化が必要。

(参 考)

保険料を支払っている高齢者 : 2, 500万人

サービスを受けている高齢者（施設）: 80万人

〈給付と負担の公平性〉

- 同じ要介護状態であれば、在宅でも、施設でもサービス利用の給付と負担は公平であるべき。施設給付の範囲については、在宅高齢者との「公平性確保」の観点から見直しが必要。
- 同様に、短期入所や通所系サービスにおける給付範囲の見直しも、在宅高齢者間の「公平性確保」の観点から行うもの。

・ 現行では、同じ要介護状態であっても、在宅と施設とでは保険給付（及びこれと表裏の関係にある利用者負担）は、2倍近い差がある。

（1人当たり保険給付額、要介護度3～5の平均）

施設でサービスを受けた場合：約32万円／月

在宅でサービスを受けた場合：約15万円／月

(問2) なぜ、10月から実施するのか。また、実施までの期間が短い中で、現場に混乱が起きないようにすべきではないか。

- 保険給付費が伸び続け、来年度に大幅な保険料の引き上げが見込まれる保険者もある中で、少しでも保険料の上昇を抑えるためには、給付の効率化・重点化にはできるだけ早急に取り組む必要があり、このため、今回の見直しは10月から実施することとしている。

- 実施に当たっては、現場に混乱が起きることのないよう、厚生労働省としても保険者とともに、利用者への周知や円滑な実施のための支援（パンフレットの作成など）を行っていく。

2. 低所得者問題

(問3) 今回の見直しにより、低所得者の方々が施設に入所できなくなるのではないか。

〈低所得者には負担軽減措置〉

- 今回の見直しにより、低所得の方々の施設利用が困難とならないよう、負担上限額を定め、介護保険制度において一定の補足給付（＝特定入所者介護サービス費の創設）を行うこととしている。

- ・ 低所得者については、負担上限額を設定。介護保険制度に新たに補足給付（＝特定入所者介護サービス費）を創設。

(多床室の例)

①第1段階（生活保護世帯等）：現行と同じ

2. 5万円/月 → 2. 5万円/月

②第2段階（年金80万円以下等）：現行より負担軽減

4. 0万円/月 → 3. 7万円/月

③第3段階（年金266万円以下等）：負担上昇を抑制

4. 0万円/月 → 5. 5万円/月

(個室・ユニットの例)

①第1段階（生活保護世帯等）：現行と同じ

4. 5～5. 5万円/月 → 5. 0万円/月

②第2段階（年金80万円以下等）：現行より負担軽減

7～8万円/月 → 5. 2万円/月

③第3段階（年金266万円以下等）：負担上昇を抑制

7～8万円/月 → 9. 5万円/月

(問4) 第3段階は、年金収入でみても、80万円超266万円以下と幅広く、所得の低い層は負担額が重くなるのではないかと。特に、個室に入ることが困難になるのではないかと。

〈第3段階のうち所得が低い層への対応〉

- 第3段階のうち、所得が低い層については、社会福祉法人による利用者負担減免制度の運用改善により対応。具体的には、収入要件を150万円程度に引き上げ、第3段階のうち所得が低い層も対象となるようにするなど、一定の見直しを行う。

○社会福祉法人減免制度の見直しの主なポイント

(対象者)

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担を総合的に勘案し、特に生計が困難な者として市町村が認めた者。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

(減額割合)

減額割合は1/4 (第1段階の者は1/2) を原則とする。

(問5) 第4段階でも、例えば、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合には、残された配偶者の在宅での生活が困難となる場合があるが、こうしたケースへの対応はどうか。

〈高齢夫婦の一方が入所した場合等の残された者への対応〉

- ご指摘のようなケースで、残された配偶者の年収が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど、一定の場合には、当該世帯は新第3段階とみなして、「特定入所者介護サービス費」を適用する。

○市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置の概要

(対象者)

次の要件のすべてを満たす者とする。

- ①市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯であること
- ②世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」「ユニット型準個室」「従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行っていること
- ③世帯の年間収入から施設の利用者負担(1割負担、食費、居住費)を除いた額が80万円以下となること
- ④世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること
- ⑤日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑦介護保険料を滞納していないこと

(減額措置の内容)

上記③の要件に該当しなくなるまで、食費若しくは居住費又はその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する取扱いとする。

3. 居住費用

(問6) ユニット型になっていない、いわゆる「従来型個室」は、居住環境も狭く、これまでの室料を徴収して来なかったところも多いが、何らかの経過措置が必要ではないか。

〈従来型個室に関する経過措置〉

- 従来型個室に対する報酬の適用については、現行の特別な室料の基準や実態等を踏まえ、既入所者について、一定期間、多床室と同額の報酬を適用し、利用者負担については光熱水費相当とするなど、一定の経過措置を講ずることとする。

○従来型個室の報酬適用に係る経過措置について

①既入所者について

- 従来型個室の既入所者のうち、現在、特別な室料を徴収していない者については、次のような取扱いとする。

報酬：多床室と同額の報酬を適用

利用者負担：光熱水費相当

特別な室料：徴収できない

- 上記の経過措置については、実施状況を踏まえ、平成21年度の介護報酬改定時に見直すこととする。

②新規入所者について

- 新規入所者についても、次のような場合に上記①の取扱いとする。
 - ・感染症や治療上の必要など、本人の意思によらず、施設側の事情により、一定期間（30日以内）個室への入所が必要な場合
 - ・居室面積が一定面積以下の場合
 - ・著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者

(問7) 多床室については、光熱水費相当のみを報酬から控除する結果、多床室の報酬の方が、ユニット型個室の報酬よりも高くなる。これは、個別ケア推進の方針と矛盾するのではないか。

- 今回の介護報酬の見直しは、介護保険法改正の10月施行に伴う見直しという部分改定であり、多床室におけるケアの評価は行っていないが、ご指摘のユニット型個室におけるケアの評価とのバランスも含め、今後、平成18年4月の介護報酬改定に向け、介護給付費分科会でご議論いただくこととしている。

4. 食費

(問8) 食費を保険給付の対象外とすることにより、栄養管理や食事サービスの質が低下するのではないか。

〈栄養管理・食事サービスの質の向上〉

- 栄養管理や食事サービスについては、利用者の状態に応じた適切かつ質の高いサービス提供が行われるよう、改善を図ることとし、栄養管理に関する費用は、施設介護サービス費の加算として、介護保険から保険給付することとしている。

○栄養管理に関する介護報酬について

①栄養管理体制加算

- 管理栄養士又は栄養士の配置を評価

②栄養マネジメント加算

- 多職種協同による個別の栄養ケアを評価。具体的要件としては、

- ①常勤の管理栄養士を1名以上配置
- ②医師、管理栄養士等が共同して、利用者ごとに栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画を作成
- ③栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が栄養管理を行い、その成果を定期的に評価

③経口移行加算

- 経管栄養から経口摂取に移行するため、医師の指示に基づく栄養管理を評価。

④療養食加算

- 医師の食事せんに基づく糖尿病食等の提供を評価。

(経管栄養のための濃厚流動食は、加算対象の特別食から外す)

(問9) 施設だけでなく、通所サービスにおける栄養管理も重要ではないか。

- 通所サービスにおける栄養ケアの評価については、予防給付のサービス内容の見直しに伴う介護報酬の在り方の検討と併せて、平成18年4月の報酬改定に向け、介護給付費分科会でご議論いただく。

5. その他

(問10) グループホームや特定施設、デイサービスについても、介護施設入所者と同じように、食費や居住費についての低所得者対策を講じるべきではないか。

- 特別養護老人ホームなどと異なり、グループホームや特定施設、デイサービスは在宅サービス。在宅での食費や家賃について、介護保険制度として補足的給付（低所得者対策）を行うことは適切でない。
- なお、デイサービスについては、社会福祉法人による減免制度がある。

※デイサービスは社会福祉法人が運営主体となっているものが約6割